

○御殿場市が設置する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱

平成18年4月13日

告示第88号

(趣旨)

第1条 この基準は、御殿場市が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、撮影された個人のプライバシー保護に配慮し、市民等の権利利益を保護するための具体的な方策を定めるものであり、その設置及び運用に関しては、御殿場市個人情報保護条例（平成15年御殿場市条例第35号。以下「条例」という。）及びこの基準に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「防犯カメラ等」とは、犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とするカメラで、特定の場所に継続的に設置するものをいう。
- (2) 「個人情報画像」とは、防犯カメラ等により記録された画像（以下「画像」という）のうち、特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 「実施機関」とは、条例第2条第1号に規定する市の機関のうち、防犯カメラ等を設置し、又は管理するものをいう。

(委託に伴う措置)

第3条 実施機関は、防犯カメラ等の設置又は管理を委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。）するに当たっては、防犯カメラ等による特定の個人を識別できる画像の保護のため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(実施機関の責務)

第4条 実施機関は、防犯カメラ等の設置及び運用に関し、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、個人情報画像に収録された者の権利保護を図るため必要な措置を講じるものとする。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、防犯カメラ等の画像から知り得た市民等の情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(管理責任者の設置等)

第5条 実施機関は、個人情報画像の適正な取得及び安全管理を図るため、防犯カメラ等を設置する施設等ごとに総括的な責任者として管理責任者並びに防犯カメラの映像表示

機器及び録画機材並びに記録媒体等を取り扱うことのできる管理取扱者を置くものとする。

(防犯カメラ等の設置に係る措置)

第6条 実施機関は、防犯カメラ等を設置するに際して、次の措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラ等の撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲とし、個人の住居など私的な空間が映りこまないよう努めること。
- (2) 防犯カメラ等の撮影対象区域内の見やすい場所に、管理者名及び防犯カメラ等を設置している旨を様式第1号により標示すること。
- (3) 管理責任者及び保管期間等を記載した様式第2号を所定の場所に備えておくこと。

(画像等の保管)

第7条 実施機関は、画像及び画像を記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 画像及び記録媒体へのアクセス及び取扱は、管理責任者及び管理取扱者に限ること。
- (2) 記録媒体の保管期間（重ね撮りをする場合は、上書きするまでの期間）を定めること。保管期間は原則として30日以内とし、当該期間経過後は、速やかに画像の消去又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、管理責任者が必要であると認めるときは、当該防犯カメラ等の設置目的に応じ、保管期間を別に定めることができる。
- (3) 画像は、撮影時の状態のまま保管すること。
- (4) 記録媒体の外部への持ち出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りでない。
- (5) その他、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講ずること。

(目的外利用及び外部提供)

第8条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために個人情報画像を自ら利用し、または提供してはならないものとする。ただし、条例第13条第2項の規定により、次に掲げる場合は、個人情報画像を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除き、個人情報画像を自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合又は本人に提供する場合
- (2) 市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため必要と認める場合

- (3) 実施機関が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で個人情報画像を内部で利用する場合であって、当該個人情報画像を利用することについて相当の理由がある場合
- (4) その他条例に基づく基準に適合すると認められる場合
- (5) 個人情報画像を提供する場合は、書面による申請のものに限るものとする。

(開示義務)

第9条 実施機関は、本人から個人情報画像の開示請求があったときは、開示請求に係る当該個人情報画像に、条例第18条各号に規定する次に掲げる情報（以下「条例に規定する非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報画像を開示しなければならない。ただし、当該個人情報画像に条例に規定する非開示情報（条例第18条第1号に規定する法令秘情報を除く。）が含まれる場合であっても、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、個人情報画像を開示することができる。

- (1) 法令秘情報
- (2) 開示請求者以外の個人情報
- (3) 事業活動情報
- (4) 社会的危害防止情報
- (5) 審議、検討又は協議に関する情報
- (6) 事務又は事業に関する情報

2 実施機関は、本人以外の者から個人情報画像が記録された公文書の開示請求があった場合は、御殿場市公文書公開条例（平成7年御殿場市条例第37号）の規定に基づき、個人を識別することのできる個人情報画像を容易に区分して除くことができるときであって、当該画像を除いた部分について開示する場合又は当該画像を開示することが公益上特に必要があると認め開示する場合を除き、個人情報画像を開示することができない。

(苦情処理)

第10条 実施機関は、市民等から防犯カメラ等の設置、運用等に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

御 殿 場 市 役 所	管 理 者	カ メ ラ 稼 働 中
	連 絡 先	

様式第2号(第6条関係)

項 目	規 定 内 容
防 犯 カ メ ラ 等 の 設 置 場 所	
防 犯 カ メ ラ 等 の 設 置 台 数	
防 犯 カ メ ラ 等 の 設 置 の 明 示	表示内容 防犯カメラ稼働中 防犯カメラ管理者 連絡先
防 犯 カ メ ラ 等 の 管 理 責 任 者	職 名 氏 名
画 像 表 示 装 置 (モ ニ タ ー) の 有 無	有 ・ 無
録 画 装 置 の 有 無	有 ・ 無
	録画装置機種名
画 像 デ ー タ の 保 管 場 所 及 び 保 存 期 間	保管場所 保管期間
防 犯 カ メ ラ 等 の 管 理 取 扱 者 (複 数 指 定 可)	職 名 氏 名 職 名 氏 名 職 名 氏 名
苦 情 処 理 担 当 者	職 名 氏 名

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)